

内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲 (ドブレ640WD No. 1/3)

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ (ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。)

○告示第225号第一項第二号イの場合

※範囲計算条件

△ストーブ本体機種：ドブレ640WD

△壁のシート無し

△側面扉を開口部とみなさない。

△水平投影面積は脚を含まない。

◇計算方法・計算結果

□ストーブ等可燃物燃焼水平距離

ストーブの鉛直投影面積（正面・背面）: $A_v=3630\text{cm}^2$ (66cm × 55cm)

ストーブの鉛直投影面積（左右側面）: $A_v=3272.5\text{cm}^2$ (59.5cm × 55cm)

1. 正面（開口部がある面の離隔距離（ガラス等扉付））

$$L_{sp}=2.4 \times \sqrt{3630}=144.6\text{cm}$$

2. 右側面（開口部がない面の離隔距離）

（※薪投用サイドドア：常時使用しない扉のため開口部とみなさない）

$$L_{ssl}=1.59 \times \sqrt{3272.5}=91.0\text{cm}$$

3. 左側面（開口部がない面の離隔距離）

$$L_{ssl}=1.59 \times \sqrt{3272.5}=91.0\text{cm}$$

4. 背面（開口部がない面の離隔距離）

$$L_{ssl}=1.59 \times \sqrt{3630}=95.8\text{cm}$$

□ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

ストーブの水平投影面積: $A_h=3927\text{cm}^2$ (66cm × 59.5cm)

5. ストーブ上面の離隔距離

$$H_s=0.0106 \times (1+ (10000 / (3927+800))) \times 3927=129.7\text{cm}$$

□ストーブ等可燃物燃焼基準距離（作図により軌跡を示す）

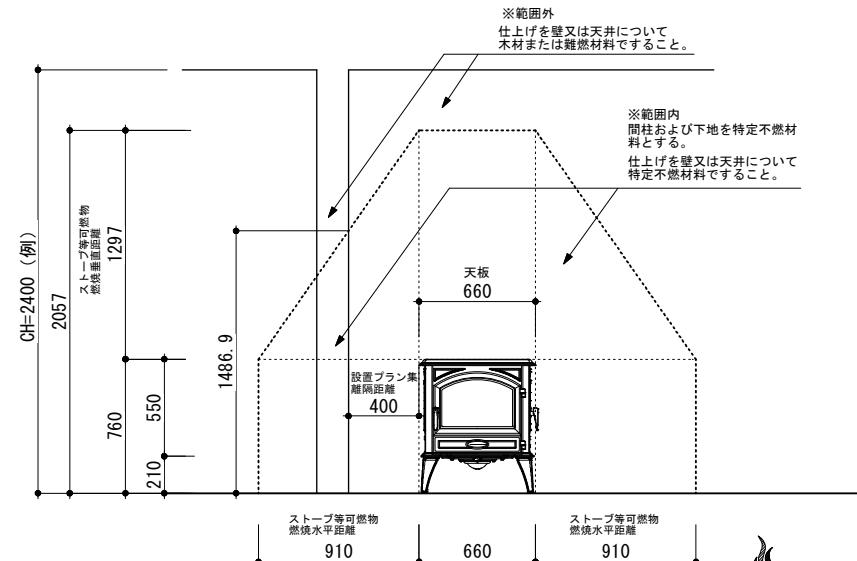
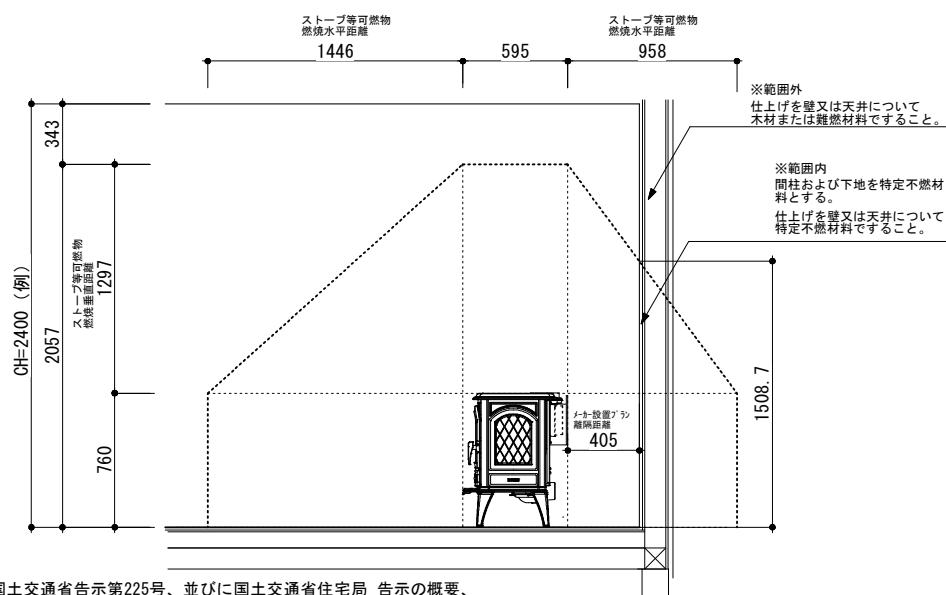
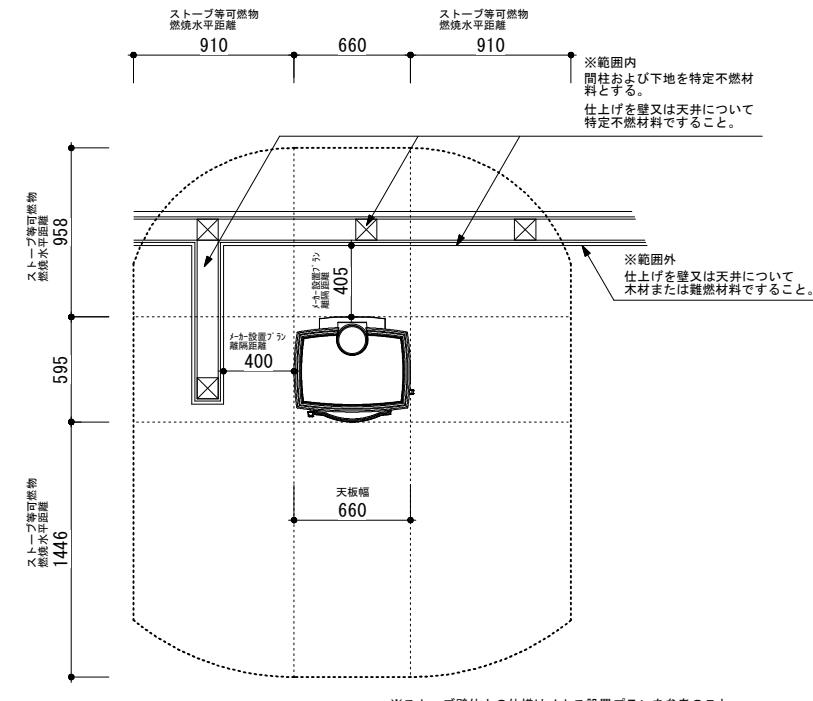
$$D_s = ((H_s-h) / H_s) \times L_s$$

（※D_sは各高さの計算結果の軌跡によって表現される。）

◇特定不燃材料

不燃材料のうち、平成12年建設省告示第140号第1号から第8号まで、第10号、第12号から第17号までに該当する材料。

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・瓦
- ・陶磁器タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・ガラス繊維混入セメント板（厚さ3mm以上）
- ・繊維混入ケイ酸カルシウム板（厚さ5mm以上）
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・せっこうボード
- （厚さ12mm以上で、ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のもの）
- ・ロックウール
- ・グラスウール板



内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲 (ドブレ640WD No. 3/3)

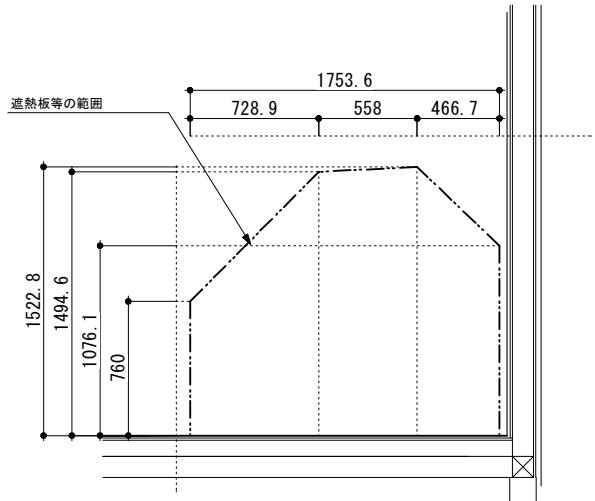
国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ (ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。)

○告示第225号第一項第二号ロの場合

※遮熱板等範囲計算の一例 (コーナー設置の場合)

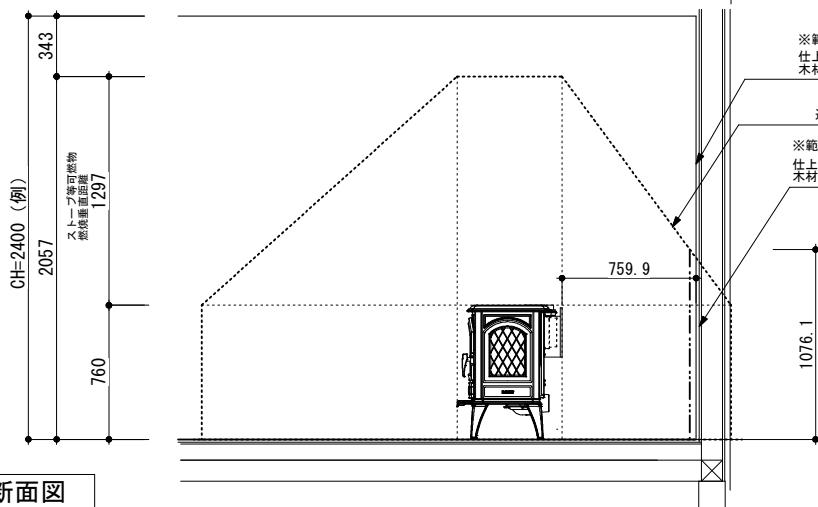
※範囲計算条件

- ◇ストーブ本体機種: ドブレ640WD
- ◇壁のソール: 遮熱板等あり
- ◇側面扉を開口部とみなさない。
- ◇水平投影面積は脚を含まない。



A-A' 断面図

※D矢視展開図は反転させた形状とする。



A-A' 断面図

※範囲内 (遮熱板等がある場合)
仕上げを壁又は天井について
木材または難燃材料であること。

*寸法は寸法値以上の離隔距離が必要。

B-B' 断面図

